旭川工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム履修規則

制定　　令和３．３.22規則第20号
改正　　令和４．３.24規則第10号
　　令和６．３.21規則第59号

旭川工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム履修規則

（趣旨）

第１条　旭川工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）について必要な事項は，この規則の定めるところによる。

（教育目的）

第２条　教育プログラムは，Society5.0の実現を迎えるこれからの社会において必要とされる数理・データサイエンス・AI の基礎的素養を学生に対して修得させるとともに，意欲ある学生に対して自らの専門分野に応用できる力を修得させることを目的とする。

（履修対象者）

第３条教育プログラムの履修対象者は，学生とする。

（履修手続）

第４条　教育プログラムの履修手続は，授業科目の履修に係る登録手続をもって当該手続とする。

（授業科目）

第５条　教育プログラムの授業科目は，旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定）別表第１－１及び第１－２の科目のうち，別表に掲げる科目とする。

（修得レベル）

第６条　教育プログラムの修得レベルとして,基礎的素養を修得する「リテラシーレベル」を設ける。

２　教育プログラムの修得レベルとして，自らの専門分野に応用できる力を修得する「応用基礎レベル」を設ける。

（修了要件及び修了証書の授与）

第７条　校長は，教育プログラムにおいて，第５条に定める授業科目を全て修得した者を修了者とし，修了証書（別記様式）を授与する。

２　教育プログラムの修了の認定は，教務委員会において行う。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規則は，令和３年３月22日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

２　この規則は，平成31年度以降の転入学，編入学及び再入学する者については，適用しない。

附　則（令和４．３．24　規則第10号）

１　この規則は，令和４年３月24日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

２　この規則は，平成31年度以降の転入学，編入学及び再入学する者については，適用しない。

附　則（令和６．３．21　規則第59号）

１　この規則は，令和６年３月21日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

２　この規則は，平成31年度以降の転入学，編入学及び再入学する者については，適用しない。

別表（第５条関係）

○リテラシーレベル

（平成 31 年度入学生及び令和２年度入学生）

区分	授業科目	単位数
情報科目	情報基礎	1
数理科目	数学ⅢＢ	1
統計科目	北海道ベースドラーニングⅠ	1
	食農・医福基礎	1
	食農・医福演習	1
修得単位合計		5

（令和３年度入学生以降）

区分	授業科目	単位数
情報科目	情報・数理基礎	1
数理科目	数学ⅢＢ	1
	数理・データサイエンス	1
修得単位合計		3

○応用基礎レベル
（平成 31 年度入学生及び令和２年度入学生）
（電気情報工学科）

区分	授業科目	単位数	備考
データサイエンス基礎	数学ＩＡ	3	
	数学ＩＢ	3	
	数学ⅡＡ	3	
	数学ⅡＢ	3	
	数学ⅢＡ	4	
	数学ⅢＢ	1	
	情報基礎	1	
データエンジニアリング基礎	コンピューター工学基礎	1	
	プログラミング実習Ⅰ	1	
	プログラミング実習Ⅱ	2	
	ソフトウェア工学	2	
AI 基礎	知識工学	2	
	情報システム工学	2	
AI・データサイエンス実践	電気情報工学基礎実験Ⅰ	3	
	電気情報工学基礎実験Ⅱ	4	
	電気情報工学実験Ⅰ	2	
修得単位合計		３７	

（令和３年度入学生以降）

授業科目	単位数
数学ＩＡ	3
数学ＩＢ	3
数学ⅡＡ	4
数学ⅡＢ	2
数学ⅢＡ	4
数学ⅢＢ	1
情報・数理基礎	1
数理・データサイエンス	1
修得単位合計	１９

別記様式（第７条関係）

第　　号

修了証書

氏　　名　　〇〇　〇〇

生年月日　　（元号）　　年　　月　　日生

あなたは数理・データサイエンス・AI教育プログラム（〇〇レベル）を修了したことを認める

（元号）　　年　　月　　日

旭川工業高等専門学校長

氏　　名　　印